

「一者応札・一者応募」の改善方策について

国民生活センターでは、随意契約見直し計画の推進により、従来競争性のない随意契約を行ってきたものについて一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行を推進してきたところである。

一方で、一般競争入札や企画競争を実施した結果、応札者又は応募者が一者のみとなり、実質的な競争原理が働いていない事業が見受けられる。

そのため、実質的な競争性を確保するため、以下の取組みを行うこととする。

1. 一者応札・応募の要因

- (1) 業務の履行にあたり、必要な条件を付す必要があるもの
- (2) 過去に契約実績がある者が有利となっているもの
- (3) 特殊な技術、特定の情報を有する者が有利となっているもの

2. 改善方策

(1) 公告期間の十分な確保

現在、休日も含めて10日以上としている公告期間について、過去に一者応札・応募となった契約で引き続き同様の結果が想定されるもの、及び、新規の案件であって応札者が少数であると見込まれるものは、原則として、休日を除いて10日間以上の公告期間を確保する。

(2) 業務等準備期間の十分な確保

一者応札・応募となっている契約については、業務内容等に応じ、契約（落札決定）後の準備期間を考慮したうえで契約期間等を設定し、また、年度当初から業務が開始されるものについては、落札決定から業務等開始までに十分な期間が設けられるよう入札実施時期を設定する。

(3) 仕様書内容の見直し

仕様書内容について、理解しやすい仕様内容となっているか引き続き検討する。

(4) その他

今後の契約において、業務の性質上可能と判断されるものは、賃貸借契約と保守契約を一体で契約することなどを検討する。

以上のほか、引き続き、実質的な競争性を阻害している要因の把握・分析を行い、当該要因の改善策について検討を行うこととする。